

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

〔第1問〕（各4点×10）

次の各文章は、いずれも著名な最高裁判例の一部である。その空欄に入る適切な語句を答えなさい。
なお、同一の番号には同一の語句が入る。

- ・ 「（ ① ）による債権消滅の効果は、①期間の経過によって確定的に生ずるものではなく、①が（ ② ）されたときにはじめて確定的に生ずる」。
- ・ 「権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、その社団の構成員全員に、一個の義務として（ ③ ）的に帰属するとともに、社団の③財産だけがその（ ④ ）財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し、直接には個人的債務ないし④を負わない」。
- ・ 「民法 722 条 2 項の過失相殺の問題は、不法行為者に対し積極的に損害賠償責任を負わせる問題とは趣を異にし、不法行為者が責任を負うべき損害賠償の額を定めるにつき、（ ⑤ ）の見地から、損害発生についての被害者の不注意をいかにしんしゃくするかの問題に過ぎないのであるから、被害者たる未成年者の過失をしんしゃくする場合においても、未成年者に（ ⑥ ）を弁識するに足る知能が具わっていれば足り、未成年者に対し不法行為責任を負わせる場合のごとく、行為の責任を弁識するに足る知能が具わっていることを要しない」。
- ・ 「無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法（ ⑦ ）条の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない。」「債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が（ ⑧ ）であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する」。
- ・ 「民法 761 条は、」「その明文上は、単に夫婦の日常の家事に関する法律行為の効果、とくにその責任のみについて規定しているにすぎないけれども、同条は、その実質においては、さらに、右のような効果の生じる前提として、夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を（ ⑨ ）する権限を有することを規定している」。
- ・ 「民法 772 条 2 項所定の期間内に妻が出産した子について、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、上記子は実質的には同条の推定を受けない嫡出子に当たるといえることができるから、同法 774 条以下の規定にかかわらず、（ ⑩ ）確認の訴えをもって夫と上記子との間の父子関係の存否を争うことができる。」

〔第2問〕（各20点×2）

次の各点について、その内容及びこれを支持する立場からの理由（判例において直接示されている理由付けでなくてもよい）と、これに対して向けられている批判について、あわせて15行以内で説明しなさい（解答者自身の判例への賛否や見解を問うものではない）。

- (1) 民法177条の「第三者」の意義をめぐる背信的悪意者排除説
- (2) 民法416条の不法行為責任への類推適用

〔第3問〕

(1)

【事実】

- 1 土地甲（以下「甲」という）を所有するAは、Bから、宅地として甲を貸して貰えるよう頼まれたので、これに応じることとして、令和3年4月1日、賃料月額10万円、期間30年、敷金60万円として、甲をBに賃貸した（以下「本件賃貸借」という）。
- 2 Bは、甲土地上に建物乙を建築し（以下「乙」という）、同年10月1日、乙の保存登記を行った。
- 3 Aは、令和4年初頭から甲の売却を検討するようになり、同年10月、Cとの間で売却に向けた交渉を開始した。AとCは、令和5年3月1日、Aが甲を代金2000万円でCに売却する内容の売買契約を締結し、同月31日、代金の支払とともに甲の所有権移転登記が行われた。

【設問1】（20点）

【事実】1～3を前提としたとき、BC間の法律関係を説明しなさい。

(2) 上記【事実】に加えて、下記の【事実の追加】があった。

【事実の追加】

- 4 Bは乙をDに譲渡しようと考え、令和4年12月、この点をAに相談した。その際Aは、「契約条件はこれまでと同じで、Dがあらたに敷金100万円を自分に支払ってくれるのであればかまわない」と答えたので、Bはこのような回答をDに伝えたうえで乙の売買について交渉を進め、令和5年3月15日、BはDに乙を1000万円で売却することで合意し、同年4月15日に代金の支払い及び乙の所有権移転登記は行われた。またDは甲の所有権移転登記が行われていることに気付かず、同日、Aの銀行口座に100万円を送金した。なお、この件についてAはCに何ら伝えていなかった。

【設問2】（20点）

【事実】1～4を前提としたとき、CはDに対して、乙の収去及び甲の明渡しを請求できるか。

以 上